

# 当座預金

令和4年10月24日現在

商 品 名	当座預金
販 売 対 象	法人、個人（当座預金の開設には当金庫の審査があります）
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできます。 ・当座勘定規定、小切手法、手形法および手形交換所規則等に基づいた、適法な小切手および手形の呈示によります。
利 息	無利息になります。
税 金	—
手 数 料	小切手および手形の交付時、当金庫所定の手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
付 加 で き る 特 約 事 項	・小切手または手形の一部支払いは行いません。 ・当金庫所定の定期預金および有価証券を担保に「当座貸越契約」による取扱いができます。（貸越利率は定期預金の約定利率に当金庫所定の担保利率を上乗せした利率）
解 約	・いつでも解約することができます。ただし、解約の通知は書面によります。 ・手形交換所の取引停止処分を受けた場合は、当金庫が一方的に解約を行います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	—
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話 0766-74-4101）にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、金沢弁護士会（電話 076-221-0242）、福井弁護士会（電話 0776-23-5255）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・当座勘定取引については、関係のある電子交換所の規則に従って処理します。 ・取引の受払いまたは残高の照会があった場合は、当金庫所定の方法により報告します。 ・預金保険制度により全額保護されます。